

第 1 1 回山形家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成 2 1 年 2 月 9 日 (月) 午後 1 時 3 0 分から午後 4 時まで
- 2 開催場所 山形家庭裁判所第 1 会議室 (5 階)
- 3 出席委員 井上知子, 遠藤正明, 倉岡憲雄, 齋藤由美子, 佐藤義亀, 滝澤孝臣
(委員長), 堂免雅樹, 三澤栄治, 光岡弘志, 門間建夫
- 4 列席職員 菊池廣司事務局長, 原千枝子首席家庭裁判所調査官, 中村英夫首席書記官, 渡邊充事務局次長, 小野和夫総務課長

5 議事要旨

- (1) 山形家庭裁判所長・山形家庭裁判所委員会委員長あいさつ
- (2) 新任委員自己紹介
- (3) 議題

ア 家事・少年事件の概況について

首席書記官から, 山形家庭裁判所作成の家事・少年事件基本統計表に基づき, 近年及び平成 2 0 年度の事件動向等について説明した。

イ 家事調停の運用と工夫について

首席書記官から家事調停事件の申立て手続について説明した後, 新任調停委員向けのビデオを上映した上で, 首席家庭裁判所調査官から家事調停の運営と山形家庭裁判所における工夫について説明し, 委員による意見交換を行った。

< 主な意見 >

- 調停委員に任命された方は, 自分の意見や価値観の押しつけにならないように研修等を受けることになるのか。
- 調停委員の方には新任時に研修を受けていただき, 心構えや基礎的法律の知識の付与, 調停条項, ジェンダー等に関する講義等をしている。また, 組織や職種間の連携に関する説明も行っている。通常, 調停委員は 1 件につき 2 名を指定するが, 新任調停委員は, しばらくの期間, 3 人体勢の中で研さんを積ん

でもらっている。

- 実践的な研修を行わないと、感情のコントロールなどの面で調停を進めていくのは難しいのかなと感じた。
- 調停の取下率が平成19年と平成20年で変化が見られるが、その原因は何か。
- 一つは、調停の進行状況を事情聴取段階、合意形成段階、調停条項案作成段階などに分け、調停委員会としての評議をその各段階で行うことで認識を共有することにしたこと。もう一つは、家裁調査官の関与が関係している。どのように関与してもらうのかという点について調停委員会と打合せた上で、従前よりも積極的に調停期日に立ち会い、当事者の感情調整などを行っている。
- 調停委員、書記官、家裁調査官のそれぞれがスキルアップしたこともあるし、それら職種間の連携がうまく図れるようになったということもある。また、従前取下げとなっていた事件の中には、調停を求める事項以外の事項について合意ができたために取り下げられていたものもあったようである。例えば、離婚調停で、当分の間別居するという合意ができたとか、調停外で協議離婚するとの合意ができたので取り下げるといったものがあったが、その合意を調書に記載して、調停成立とするようにした。
- 離婚調停の申立人である妻が、夫といるとストレスで精神状態が不安定になる等の主張をし、それに対して夫は全く離婚を承知しないというケースであれば、従前は取下げとなっていたが、妻の精神状態が安定してからもう一度考えることとし、「当分の間別居する」という内容で調停が成立するケースもあった。このような取扱いは、今まで取下げで終わっていた事件の原因を分析した結果である。次の段階へ役立つものとして分析をしたものである。
- 不成立ではないので、やはり離婚したいという場合は、再度申立てということになる。成立率だけを追うのはいかがなものかとも思う。
- 成立率だけにこだわっている訳ではない。先ほどのケースは申立人が別居で

よいと判断したものであり，無理に成立としたものではない。もちろん，離婚を望むのであれば，調停不成立とすることになる。

- 親権者を定めなくて離婚だけするというのはあるのか。
- 親権者の指定は必ずする必要がある。
- 調停において離婚原因が見えないまま取下げとなると，訴訟へ移行したときに不経済でもある。
- 離婚について合意ができない場合や離婚原因が不明確な場合などに，当事者双方の冷却期間，考慮期間を置くという意味で別居を勧めることがある。調停が不成立となれば直ちに訴訟を提起したいという申立人に，別居を強いるようなことはない。
- 専門知識を必要とするような事件では，弁護士調停委員も活用している。

ウ 被害者傍聴制度等の説明

少年の犯罪行為による被害者等が少年審判を傍聴できるようになった制度等，被害者配慮のための新しい制度について，概要を説明した。

エ 山形家庭・少年友の会の設立について

昨年7月に設立された山形家庭・少年友の会について説明した後，現在までの活動状況について紹介した。

(4) 次回の予定

希望する意見交換テーマがあるときは，適宜裁判所に申し出ていただくこととした。テーマは，後日，委員に連絡をする。

(5) 次回予定期日

平成21年7月6日（月）午後1時30分から午後4時まで